



一国二制度における香港の評価

公益財団法人 国際通貨研究所

開発経済調査部 上席研究員

梅原 直樹

umehara@iima.or.jp

<要旨>

1. 香港特別行政区（以下、香港）は中国への返還後も自由港の特徴を引き継ぎ、中国本土企業や外国企業が交わるゲートウェイとなっている。地域統括本部や地域本部機能を置く企業も多い。簡素な税制と低税率、英語と中国語が通じること、コモン・ローの法的基盤、豊富な人材など、良好な国際ビジネス環境が企業を惹きつけ、自由な環境の下で国際金融センターとしても発展している。
2. 香港は中国の主権の下、「一国二制度」が実施され、これを基礎に資本主義制度が実施されている。「高度な自治」を含むこの制度は 2047 年まで継続する約束となっている。しかし、制度運営から 20 年が経ち「中国化」が進行する中で、様々な議論が起こっている。
3. 全国人民代表大会（全人代）常務委員会は過去 5 回、基本法解釈を実施し、「法の支配」に懸念を生じさせている。中国政府は 2014 年夏、「一国二制度」に関する白書を公表し、「一国」を重視する立場を強調、全人代常務委員会は 2017 年の行政長官選挙の実施案を公表したことで、香港の民主派が考える「一国二制度」や「高度な自治」と中国政府の考え方には、深いギャップが存在することが明らかになった。
4. 2014 年秋、「真の行政長官選挙」実施を求める学生による路上占拠運動（「雨傘運動」）が起こり、2019 年には逃亡犯罪人引き渡し条例改正案に端を発した大規模な反

政府抗議デモが起こっている。このデモは 2020 年 1 月に入り新型コロナウイルスの問題で一時休止の様相も示すが、要求未達の中でくすぶり続けており、今年 9 月の立法会選挙を控え、再燃の可能性がある。

5. 米国は香港デモの激化を受けて、2019 年 11 月に「香港人権・民主主義法」を成立させ、1992 年の香港政策法で米国が香港について中国本土とは異なる地域とみなし、関税やビザ発給などで優遇措置をとっていることの妥当性を毎年検証することになった。国際経済都市である香港に対し、米国が人権・民主主義の観点から介入するものである。これは民主派を支援する側面があるが、具体的効果は未知数である。
6. 香港経済は 2019 年の第 3 四半期からリセッション入りした。デモ過激化、新型コロナウイルスにより経済への打撃が深まるが、香港政府、または中国政府による有効な対策が待たれる。
7. 香港のカレンシーボード制に基づく金融制度はデモ発生後も揺らいでいない。その理由は、香港ドルが、外国為替基金（Exchange Fund）の手厚い米ドル建て資産に裏打ちされており、通貨発行量が限度内で管理されているためである。
8. 中長期的に見れば、中国本土での為替規制が今後 10 年間ほどのタイムスパンで撤廃され、実質的な金融開放が進む可能性がある。これと同時に、香港は国際金融センターとしての相対的な優位性を徐々に失っていく可能性がある。また、中国政府は「一国二制度」の維持コストにも注目し、どのような方法で香港およびマカオを統治すべきかを考えることになる。「一国二制度」を如何に維持するかだけでなく、如何に終わらせるかも議論となるであろう。中国共産党の描く長期の発展戦略¹に照らせば、その中間点にあたる 2035 年の前にそうした議論が始まってもおかしくないだろう。

＜本文＞

1. 香港の強み

(1) 自由港として発展してきた香港

香港では英国統治時代からレッセ・フェールと呼ばれる自由放任主義の経済政策が採用され、自由港として国際的な地位を得て繁栄してきた。中国への返還後もそうした特

¹ 2012 年秋に行われた中国共産党第 18 回全国代表大会において、2020 年までに小康社会（ややゆとりのある社会）を全面的に完成し、2035 年までに社会主義現代化をほぼ実現し、今世紀半ばまでに社会主義現代化強国を全面的に完成するという発展の時間軸を示した。2035 年は中国共産党が重要な政策目標の達成状況を見る上で節目の年であると考えられる。

徴は香港特別行政区基本法（以下、香港基本法）²によって引き継がれ、現在も中国本土企業や外国企業が交わるゲートウェイとして機能している。

中国本土では 2013 年以降、上海を始めとする全国 20 カ所弱に自由貿易試験区が設置されており、保税貨物の取り扱いで利便性が高められている。しかし、引き続き厳しい為替規制が敷かれ、表現の自由も当局の管理下にあり、香港のように自由な場所は存在しない。

（2）中国系資本と外資系企業の双方に活用される香港

1980 年代以降、中国本土の国有企業は香港に出先機関を設け、それに貿易・投資・外貨資金調達の役割を担わせる例が多く見られた。グローバル金融危機以降は、私有（非公有制）企業による香港での株式上場なども盛んに行われている。中国が 2000 年から 2018 年までの 19 年間に利用した外国直接投資は累計で 1 兆 7300 億ドルに達し、その出所の 55%を香港が占めている³。また 2018 年単年では、67%に達している⁴。

米国や日本、東南アジア系の企業も、香港に中国本土向けの貿易・投資のための拠点設けるケースが多い。中国本土や東アジア全域をカバーする地域統括本部や地域本部の機能を有する拠点も増加し、2019 年 6 月現在、地域統括本部（RHQ）の機能を持つ外国企業は 1541 社、地域本部（RO）は 2490 社となっている。RHQ のうち米国籍の企業は 278 社と最多で、これに日本（232 社）、中国本土（216 社）、英国（141 社）、ドイツ（97 社）の企業が続く⁵。香港は、様々な国籍の企業が拠点を構えるビジネス都市として発展してきた。

（3）良好な国際ビジネス環境

香港が諸外国の企業を惹きつけているのは、中国本土に接し、アジア全域をカバーできる地理的要素に加え、ビジネス展開に有利な環境が整備されているためである⁶。

² 原典は次の URL を参照。<https://www.basiclaw.gov.hk/en/basiclawtext/index.html> 和訳は香港ポスト「保存版 香港基本法 日本語完訳」（No.1434～No.1448 の偶数号、計 8 号に分割記載）に従った。なお、No.1434 の URL は次の通り。<http://www.hkpost.com.hk/history/index4.php?classid=2&id=1434>

³ 中国国家統計局 HP より（原典は商務部）。香港の後は、英領ヴァージン諸島（9%）、欧州（7%、その 4 分の 1 はドイツ）、日本（5%）、シンガポール（5%）、韓国（4%）、米国（3%）が続いている。

⁴ ここには香港を経由した別の国からの投資が含まれ、そこには香港地場系、台湾系、華僑系、欧米・日系等に加え、中国本土系の企業も多く含まれるとみられる。元の投資者に関する公式統計はない。2008 年に内外統一の企業所得税法が施行されるまで、中国は外資優遇策による内地企業差別があり、地方政府系企業は香港拠点を設け、そこから地元投資を還流させるケースが多くみられた。

⁵ Report on Annual Survey of Companies in Hong Kong with Parent Companies Located outside Hong Kong (2019 Edition) https://www.censtatd.gov.hk/fd.jsp?file=B11100042019AN19B0100.pdf&product_id=B1110004&lang=1

⁶ 注 4 のレポートの 5（P22-23）を参照。

香港は所得税も簡素であり、税率は低く抑えられている（16.5%）⁷。交通・物流インフラも発達している。また、英語と中国が共に公用語で、返還前のコモン・ローの法的基盤がそのまま引き継がれ、政府が比較的汚職が少なくビジネス推進に積極的であることもあげられる⁸。情報の自由な流通も確保されており⁹、教育水準が高く、国際人材を集めやすいこともあげられる。

金融面では香港金融管理局（HKMA）がカレンシーボード制を採用し、香港ドルの為替相場は対米ドルで HK\$7.75－7.85 の幅に維持されているだけでなく、米ドル・人民元・ユーロ・香港ドルの多通貨決済が可能な金融インフラが整っている。

世界経済フォーラム（WEF）の「世界競争力報告（2019 年版）」で香港はシンガポール、米国に次ぐ世界 3 位の高い競争力がある都市として評価を受け、マクロ経済の安定度と金融市場他で世界 1 位の評価を得ている（図表 1）。なお、世界銀行の 2020 年の“Doing Business”は比較的小規模なビジネスの容易さを示すものだが、ここでも世界 3 位の高い評価を得ている。なお、この調査では不動産登記費用の高さはマイナス要因に上がっている¹⁰（図表 2）。

（図表 1）世界競争力指数（WEF）

カテゴリー	香港の順位	参考（首位）
総合	3位	シンガポール
ビジネス環境	制度	5位 フィンランド
	インフラ	3位 シンガポール
	ICTへの適応	3位 韓国
	マクロ経済安定度	1位 香港（33カ国同順位）
人的資源	健康	1位 香港（4カ国同順位）
	スキル	20位 スイス
市場	製品市場	1位 香港
	労働市場	7位 シンガポール
	金融市場	1位 香港
	市場規模	28位 中国
技術革新エコシステム	ビジネスダイナミズム	15位 米国
	技術革新能力	26位 ドイツ

（出所）世界経済フォーラム

<https://www.weforum.org/agenda/2019/10/competitive-economies-world>

（図表 2）ビジネスの容易さ（世界銀行）

カテゴリー	香港の順位	参考（首位）
総合	3位	ニュージーランド
スタートアップ	5位	ニュージーランド
建設許可取得	1位	香港
電力獲得	3位	UAE
不動産取得登記	51位	カタール
融資獲得	37位	ニュージーランド
少数株主保護	7位	ケニア
納税	2位	バーレーン
対外貿易	29位	デンマーク
契約履行	31位	シンガポール
破産処理	45位	フィンランド

（出所）世界銀行 Doing Business

<https://www.doingbusiness.org/en/rankings>

ここで示される香港のビジネス都市としての国際的な高評価は、今度もずっと維持できるとは限らない。2019 年以降の反政府デモの頻発、表現の自由や司法の独立への懸念（後述）が強まれば、1－3 年の間に順位低下に至る可能性がある。

⁷ さらに 2018 年にはスタートアップ等小規模事業者に 8.25%の軽減税率を適用することを決定した。

https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/invest_04.html

⁸ 香港政府機関の香港貿易発展局（<https://www.hktcdc.com/>）や香港投資推進局（インベスト香港、

<https://www.investhk.gov.hk/ja.html>）が海外でのビジネス推進の旗振り役を果たしている。

⁹ 中国本土ではここ 7－8 年で表現の自由への抑圧が強まり、香港もその影響を受けて、自由な言論空間が狭められつつあるとの懸念が聞かれる。ただ、現状は中国本土のような強い言論統制は行われておらず、香港と中国本土とで、その自由度は大きく異なっている。

¹⁰ 信用履歴の非公開や破産処理の枠組みで順位が低く出ているが、例えば信用履歴は香港では政府が一括管理しているため順位が下がったとみられる。調査の技術的側面も順位に影響すると見られる。

(4) 国際金融センターとしての優位性

香港は返還前から国際金融センターとして発展し、地場および海外の企業に対して先進的な金融サービスを提供してきたが、香港基本法でも国際金融センターとしての地位を維持することが明記されており¹¹、香港政府は金融インフラ整備を続けてきた。英国のシンクタンク Z/Yen グループが 2019 年 9 月に発表した最新のグローバル金融センター指数¹²で香港はニューヨーク、ロンドンに次ぐ第 3 位に位置づけられている。これは 2007 年の発表以来、不変であるが、中国の都市では上海が 5 位を占めるようになり、北京、深センも最近順位を上げてきている（図表 3）。

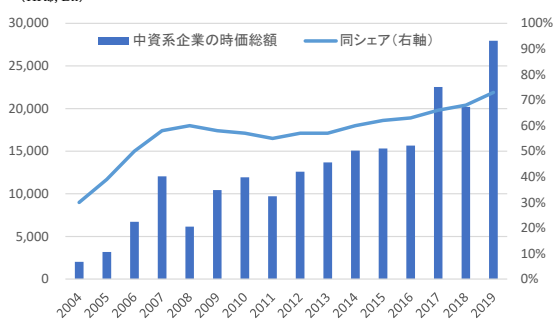
（図表3）グローバル金融センター指数／アジア上位5都市

	第26回（2019年9月）	第1回（2007年3月）
香港	3位	3位
シンガポール	4位	4位
上海	5位	24位
東京	6位	9位
北京	7位	36位
深セン	9位	—

（出所）The Z/Yen Group “The Global Financial Centres Index 26”、“同1”）

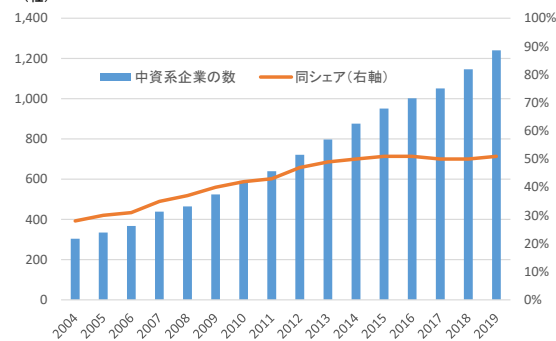
中国政府は香港の国際金融センターとしての優位性を理解し、活用してきた。香港における金融機関の貸出残高（2019 年末で 10.4 兆香港ドル（1.3 兆米ドル）、貿易金融を含む）のうち、中国本土に関係するものは 4.6 兆香港ドル（5486 億米ドル）で、全体の 44% に及んでいる（図表 4）。また、香港証券取引所には国有企業に加えてテンセントやアリババなどの中国の代表的な私有制企業が上場しており、同取引所における中資系企業の上場会社数は全体の約半分を、時価総額では約 80% を占めるに至っている（図表 5）。

（図表4）香港証券取引所における中資系企業時価総額
（HK\$, Bn）



（出所）香港証券取引所 Market Statistics

（図表5）香港証券取引所における中資系企業数
（社）



（出所）香港証券取引所 Market Statistics

¹¹ 香港基本法 109 条「香港特別行政区政府は必要な経済、法律環境を整え、香港の国際金融センターとしての地位を維持する。」<http://www.hkpost.com.hk/history/index2.php?id=12897#.XmXQVkrqo4I>

¹² https://www.zyen.com/media/documents/GFCI_26_Report_v1.0.pdf

2. 「一国二制度」は維持されるのか

(1) 一国二制度の概要

一国二制度とは、一つの国（中国）の中で、社会主義と資本主義の二つの制度が併存して実施されることを指す¹³。中国政府が英国統治下の香港を自らの主権下に取り戻すべく交渉をした際、その円滑な移行を実現するため、現実的解決案として打ち出されたものである。資本主義制度の下で繁栄する香港の現状を変えない、すなわち英国統治下のコモン・ローに基づく法制度を変えず、高度な自治を 2047 年までの 50 年間認めるというものであった¹⁴。

両国は交渉の結果、1984 年に中英共同宣言を発表し、返還後の統治ルールとして香港基本法を定めることになった。香港基本法は 1990 年の第 7 期全国人民代表大会（全人代）第 3 回会議において、中華人民共和国憲法に基づき採決され、1997 年 7 月の返還は混乱なく実現した。しかし、現在、「一国二制度」を巡って様々な議論が起こっている。

(2) 「一国二制度」の 20 年間の実施で見えてきた問題

1997 年の香港返還後、一国二制度は資本主義制度の運営面では、アジア通貨危機など外部要因による挑戦はあったが、順調に滑り出した。他方、香港基本法第 2 条で謳われた「高度な自治」¹⁵に関してはさまざまな問題や議論が生じている。

中国政府は 2014 年以降、香港の「中国化」¹⁶を強化しつつあり、それに対する反発が起こっている。2019 年のデモは 8 月に空港占拠が行われ、デモ隊と警察との衝突映像が流れ、国際社会に「一国二制度」に問題が生じていることを知らしめることになった。

① 香港基本法の解釈権行使を通じた中国政府の意向表明

香港におけるミニ憲法の役割を果たすことが期待された香港基本法は、一国二制度の基礎であるが、元々、同法 158 条においてその解釈権が全国人民代表大会（全人代）常務委員会にあることが明記されている¹⁷。この解釈権が最初に行使されたのは 1999 年 6

¹³ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/97/q_a2.html

¹⁴ 中国政府はこれらを「主権回収、制度不変、港人治港、繁栄保持」の 16 文字に集約した。

¹⁵ 香港基本法第 2 条の条文邦訳は以下の通り。「全国人民代表大会は基本法に基づき、香港特別行政区で高度の自治を実施し、行政管理権、立法権、独立した司法権および終審権を享有する権限を香港特別行政区に授与する。」

¹⁶ 本稿での「中国化」は、香港において中国政府が徐々に影響力を増していく動き全体を指す。

¹⁷ 第 158 条の条文邦訳は以下の通り。「本法の解釈権は全国人民代表大会常務委員会に属する。」

全国人民代表大会常務委員会は香港特別行政区裁判所が案件を審理する際、香港特別行政区の自治範囲内にある条項に関し解釈する権利を授与する。

月だった。それ以来、解釈権は計5回行使されている（図表6）。

（図表6）全人代常務委員会が実施した過去5回の解釈権の行使例

時期、事件名（解釈名）	解釈要請者	説明
①1999年6月26日 居留権事件 （基本法22条4項及び24条2項3号に関する解釈）	香港政府 （行政長官 は董建華）	中国からの移民の香港居留権取得を規定した「入境条例」が基本法諸条文に違反するかどうかの裁判。1999年1月、香港終審法院が判決を行ったが、その内容が香港政府の要請に全人代常務委員会の解釈によって変更となった。（移民の問題） （注：香港終審院ではなく香港政府の要請による全人代常務委員会の解釈が行われる前例となった）
②2004年4月6日 行政長官および立法会の普通選挙に関する解釈 （基本法付属文書1の7条および付属文書2の3条に関する解釈）	なし：全人代常務委員会による自主解釈	民主派による普通選挙導入要求が高まる中で、全人代常務委員会の解釈によって、2007年、2008年の行政長官及び立法議員選挙の選出方法では現在制度の存続が確定した。（民主化の問題） （注：全人代常務委員会が民主化問題で主導権を握ることになった）
③2005年4月27日 行政長官の任期に関する解釈 （基本法53条2項に関する解釈）	香港政府 （行政長官代行は曾蔭権）	2003年の50万人デモを受けて、2005年に董建華行政長官が任期途中で辞職となり、後任となる行政長官の任期の確定が必要となった。任期確認のための訴訟が民主派から提起される直前に香港政府の国务院経由による要請で全人代常務委員会による解釈が行われ、中国が予定していた「剰余任期」が確定した。（民主化の問題）
④2011年8月26日 コンゴ事件 （基本法13条1項および19条に関する解釈）	香港終審法院	香港法院で訴えられた外国政府に対して香港法院がとる主権免除の種類が争われ、香港基本法解釈の結果、返還以前の「制限免除主義」あら、中国と同じ「絶対免除主義」に変化していることが明らかにされた。（中国のアフリカ投資） （注：香港における商業訴訟で欧米での主流の考え方ではなく、中国の考え方がとられることが明らかになった。）
⑤2016年11月7日 立法會議員議員宣誓無効事件 （基本法104条に関する解釈）	なし：全人代常務委員会による自主解釈	香港法院において審理中に行われた香港基本法解釈の結果、基本法104条に規定する宣誓とは、法定の手続と条件にのっとり、法定の形式と内容に合致する宣誓を指し、宣誓を拒絶した場合には宣誓を公職資格を失うとされた。結果、立法会の宣誓において中国に敵対する発言、行為を行った議員は失職することとなった。（民主化の問題）

（出所：倉田徹・倉田明子（編）「香港危機の深層」第2章、遊川和郎「香港」を参照し、筆者作成）

解釈権行使の度に香港社会は法学界、法曹界を巻き込んで多くの議論が交わされている¹⁸。解釈権の行使は一国二制度を巡る重要問題に関して中国政府が意向を表明する場となった。行政長官と立法会の選挙に関しては、第2回目の解釈権行使で中国政府の考えが表明され、その後、民主化の問題で全人代常務委員会が積極的に意思を表明することが慣習化された。

香港特別行政区裁判所は案件を審理する際、本法のその他の条項に対しても解釈を加えることができる。ただし、香港特別行政区裁判所は案件を審理する際、中央人民政府が管理する事務あるいは中央と香港特別行政区との関係についての条項に関する解釈を進め、当該条項の解釈が案件の判決に影響を与えるとき、香港特別行政区終審裁判所は当該案件の最終判決を下す以前に全国人民代表大会常務委員会に対して関連条項についての解釈を仰がなければならない。仮に全国人民代表大会常務委員会が解釈し、香港特別行政区裁判所が当該条項を引用する場合、全国人民代表大会常務委員会の解釈に従わなければならない。それ以前の判決は例外とする。

全国人民代表大会常務委員会は本法に解釈を加える以前に、香港特別行政区基本法委員会の意見を聴取する。」

¹⁸ 香港基本法の解釈に関する研究は、日本語文献では、廣江倫子「香港基本法解釈権の研究」（信山社出版、2018年）などがある。

② 司法の独立と「法の支配」への懸念

「一国二制度」の下で、香港では現在も、英国統治時代と同様、行政や立法から独立した司法・裁判制度が運営されている。香港終審法院（日本の最高裁判所に相当）は中国最終人民法院から完全に独立している。英米法のコモン・ローに基づく法制度が中国の主権下で「一国二制度」という枠組みを介して維持・運営されていることは世界で例をみない。

コモン・ローは判例に重きを置くもので、中国法とは根本的に相容れない。コモン・ローは政府の権利を法律が制限する法の支配（Rule of law）の考え方に基づくが、中国共産党の統治は、共産党の無謬性が前提で、立法（全人代）、司法（人民法院）、行政（國務院）、軍の全てが党指導下に置かれ、共産党が「法による支配（Rule by law）」を行う統治体制になっている。

返還当初、全人代常務委員会による基本法解釈は、国防、外交などの分野に限って実施されると見られた。しかし、図表 6 の通り、1999 年の居留権事件での解釈に始まり、全人代常務委員会が大きな存在感を示すことになり、法の支配のなかに「法による支配」が浸潤してきたものと懸念される。

ビジネスの観点からは、香港における司法の独立と法の支配は重要である。これが「一国二制度」の土台になっていると考えられる。「一国二制度」は、20 年を経過して今後とも変化していく可能性がある。そうした中で、全人代常務委員会の今後の基本法解釈の実施で司法制度への介入が強まり、司法の独立性が低下する事態に至れば、「一国二制度」は土台が掘り崩されることになる。この点は今後も注意して見ておく必要がある¹⁹。

③ 行政長官選挙の普通選挙化問題と「高度な自治」を巡る認識ギャップ

香港において、行政長官の選出方法は現在も政治的対立の焦点となっている。香港基本法の第 45 条²⁰は、行政長官は最終的には普通選挙で選出することを旨とされているが、同条は 2007 年以降の行政長官選挙について定めておらず、2004 年 4 月に全人代常務委員会は香港基本法解釈を行い、2007 年には普通選挙を実施しないことを決め（図

¹⁹ 2019 年 12 月 14 日、日本経済新聞電子版（有料会員限定）「金融の中心香港 司法介入で動揺」（スチュアート・ハーグリーブス香港中文大学准教授）では、香港の司法の独立性に関して論じられている。
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO53330710T11C19A2TCR000/>

²⁰ 第 45 条の条文邦訳は以下の通り。「香港特別行政区行政長官は当地において選挙または協議で選出され、中央人民政府から任命を受ける。

行政長官の選出方法は香港特別行政区の現実の状況と順序に従って漸進するという原則に基づいて規定し、最終的には広汎な代表性をもつ指名委員会が民主的手続きによって指名し、普通選挙で選出するのが目標である。

行政長官の具体的な選出方法は、附属文書 1 『香港特別行政区行政長官の選出方法』に規定する。」

表 6)、民主派を失望させた。香港における「一国二制度」や「高度な自治」を巡る認識は「親中派（建制派）」と「民主派」とで大きく異なっている²¹。

2007 年 12 月に全人代常務委員会は、10 年後の 2017 年に行われる行政長官選挙とその後の 2020 年の立法会の選挙で普通選挙を実行すると公表した。しかし、2014 年 6 月に至り、中国政府は香港の「一国二制度」に関する白書を公表し、「一国」の重要性を強調²²、その上で 8 月には全人代常務委員会が 2017 年の行政長官選挙の実施方法に関する決定を発表して（831 決定）、普通選挙は過去の決定通り実施するが、行政長官の候補は親中派からしか選べない仕組みを導入しようとしたところ、民主派はこの 831 決定による選挙を「偽の普通選挙」として強く反発した。そして、これが秋に学生が大規模な路上占拠運動（「雨傘運動」）につながった。この運動で 2017 年に「真の普通選挙」の実施という目標は達成できなかったが²³、普通選挙実現の目標は、2019 年の逃亡犯罪人引き渡し条例改正案に反対する大規模デモへと引き継がれた²⁴。2017 年 7 月に行政長官に就任した林鄭月娥（キャリー・ラム）氏は、大規模デモが起こる中で、支持率が急激に低下²⁵、事態收拾が必要な事態に追い込まれている。

民主派や学生からみれば、「一国二制度」の下、香港基本法において約束された普通選挙の実施が遠のくことは、「高度な自治」の形骸化と映る。行政長官が中国政府の言いなりであることは、中国の統治方式が、香港へと崩壊的に浸透する事態を招きかねず、これは市民的な自由の抑圧を招くと恐れられている。他方、中国政府から見れば香港特別行政区は、歴史的背景は異なるが地方自治体の 1 つということになる。地方自治の観点では香港の意向を過度に重んじれば、他の省・市から不満が出かねない。香港の行政長官を「真の普通選挙」で選ぶことは、難しい選択肢である。

行政長官選挙を巡る「親中派」と「民主派」のギャップは埋まりにくい。デモの過激化や長期化は社会の分断をさらに深めかねず²⁶、香港の将来に悪影響をもたらすことが

²¹ 親中派と民主派は、返還前より香港の政治の対立軸を形成している。なお、2014 年の「雨傘運動」を境に香港の中国本土からの自立を主張する「本土派」（香港本土という意味）が新たな政治勢力に加わった。

²² 白書『「一国二制度」の香港——特別行政区における実践』は、香港の「中国化」をさらに進める決意を示したものと見られ、香港の民主派は「高度な自治」を形骸化するものとして強く反発した。白書和訳は次の URL を参照。http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2014-06/19/content_32711388.htm

²³ 立法会は 2015 年に全人代の 831 決定に沿った選挙法案を否決し、2017 年の普通選挙は行われなかった。

²⁴ 2019 年のデモは逃亡犯罪人引き渡し条例改正案への反対で始まったが、抗議側は 6 月には「5 つの要求」を掲げ、「条例案の完全撤回」「警察の検証と責任追求」「キャリー・ラム行政長官の更迭と普通選挙の実施」「デモ隊逮捕・起訴の取り消し」「暴徒認定の撤回」などを求めるようになった。

²⁵ 2017 年の就任当初 60 ポイント程度あった支持率は、2020 年に 20 まで下がり、他の行政長官には見られなかった低支持率となっている。

https://www.hkpop.hku.hk/pori_table_chart/Chief%20Executive2017/compare/CERating_monthly_compare_chart.html

²⁶ 香港の自立を求め独立指向をもつ「本土派」が政治勢力に加わり情勢は複雑化傾向にある。

懸念される²⁷。

④ 言論の自由に関する懸念

近年、香港の言論の自由や出版の自由が問題になることが増えている。もちろん、香港基本法の 27 条は言論の自由を保証しており、民主派を支持する大手メディアが存在し、ネット空間は自由で、少なくとも中国本土で日常的に行われているインターネット検閲は香港では行われていない。しかし、中国政府が引き続き「中国化」を進めるなか、2019 年に起こったデモで警察の行動にも変化が見られ、今後も言論の自由が浸食される懸念は深まる可能性がある。

2015 年には銅鑼湾書店の店長が中国本土に連行される事件が発生した。この書店は中国共産党に批判的な内容の書籍を出版しており、店長ら 4 名が相次いで失踪した 8 ヶ月後、中国当局によって拘束されていたことが判明した。これは言論の自由や出版の自由を謳歌していた香港社会に暗い影を投げかけている。メディアには自主規制を強める圧力がかかっている。また、銅鑼湾書店の一件は、中国の公権力が香港の領域内で法執行した事例である可能性もある。これに類似した事例として 2017 年に中国本土出身の富豪である肖建華氏が香港の高級ホテルから失踪した事件も起きている。こうした事件がうやむやに処理されれば、香港社会の透明性が薄れることにつながりかねない。

香港政府の外資誘致を推進する部署は、香港の優位性の 1 つにヒト、モノ、カネに加えて情報の流通の自由を挙げている²⁸。しかし、今後この状況がこれまで通り続くかは不透明である。

(3) 「一国二制度」を巡り深まるギャップ

一国二制度は国際約束であり、中国政府も期限までこれを維持すると思われる²⁹。

しかし、上述のように中国の考える「一国二制度」と香港の民主派等が考える「一国二制度」とは、異なったものになっている。そして問題は、両者の隔たりが対話によって埋められなくなりつつあることだろう。

中国にとって香港は、経済規模を見た時には上海や北京だけではなく、2018 年には深センにも抜かれたが、国際金融センター、ビジネスハブとしての価値は失われていな

²⁷ 2020 年 1 月、中央人民政府駐香港特別行政区連絡弁公室（中連弁）の主任が更迭、2 月には国务院香港マカオ事務弁公室のトップも更迭され、中国政府サイドでも体制立て直しが図られている。

²⁸ インベスト香港 <https://www.investhk.gov.hk/ja/why-hong-kong/open-business-environment.html>

²⁹ 中国政府は、2014 年の中国政府の白書『「一国二制度」の香港——特別行政区における実践』や、2017 年 7 月の返還 20 周年式典での国家主席スピーチなどで、繰り返し制度維持を表明している。

い。中国政府は香港の安定と繁栄を今後も維持したいと考える。しかし、中国本土の高官が、コモン・ロー、言論の自由、市民的な自由など香港で大切にされている価値をどれだけ理解しているかは疑問がある。香港で育った若者からみれば、そうした価値こそ重要であり、そこを侵されることは受け入れがたい。ここに大きなギャップが存在している。これを埋めるのは容易ではなく、香港でデモが止まらない根本的な原因になっている。

「一国二制度」が安定を取り戻すためには、中国と香港が価値観の違いを踏まえた対話を行う必要があるように思われるが、実際はうまく行っておらずデモが頻発する状況が続いている。

3. 香港でデモが頻発する状況について

(1) 返還後の香港の反政府デモ

香港では、返還から6年後の2003年7月に香港基本法第23条³⁰に基づいた「国家安全条例」を制定する動きがあり、これに反対する「50万人デモ」が起こった。この結果、条例は撤回され、董建華行政長官が最終的に辞任に追い込まれる事態に至った³¹。また、2012年には新教科「国民教育」の学校教育への導入に反対するデモが起こり、これを撤回させることに成功した。さらに、2019年10月、逃亡犯罪人引き渡し条例改正案も正式撤回となった。香港ではデモを通じて政治を動かした成功例が、これで3つ目となった。

2019年のデモは、6月時点で「5つの要求³²」の達成に目標が変わり、「真の普通選挙の実施」という2014年の「雨傘運動」の目標が取り込まれた。6月16日のデモは主催者発表で最大約200万、警察発表で最大約33.8万人が参加し、平和的なものであった。しかし、デモはその後、警察当局との衝突を伴うものになり、8月頃には激しい衝突が頻発し、1週間弱におよぶ空港ロビーの占拠も行われた。

2020年1月以降、新型コロナウイルス発生のためデモは下火になっているが、「5つの要求」は1つしか達成されていないので、2020年9月に予定されている立法会議員選挙が近づいてくると――コロナウイルス問題の終結が前提であるが、デモが再燃する

³⁰ 第23条の条文邦訳は以下の通り。「香港特別行政区は国に対する謀反、国家を分裂させる行為、反乱を扇動する行為、中央人民政府の転覆、国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治組織・団体が香港特別行政区内で政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治組織・団体が外国の政治組織・団体と関係を持つことを禁止する法律を自ら制定しなければならない。」

³¹ 董建華行政長官は求心力を失ったがすぐには辞任せず、2005年3月に任期途中で辞任した。なお、その後は曾蔭権氏が行政長官代行を経て行政長官に就任した。

³² 注23参照

可能性がある。デモの長期化は、香港の小売業や観光業などに悪影響をもたらし、不況も長期化させる恐れがある。

(2) 米国の対応

米国は、香港でデモが長期化し、表現の自由が抑圧され、民主主義が脅かされているとの懸念から、2019年11月に「香港人権・民主主義法」を成立させた。

この法律は、①中国が「一国二制度」を守っているかどうかを毎年検証することを国務省に義務付ける、②1992年の香港政策法で、米国が香港について中国本土とは異なる地域とみなし、関税やビザ発給などで優遇措置をとっていることの妥当性を毎年検証する、③また香港の自治や人権を侵害した人物に対し、アメリカへの入国禁止や資産凍結などの制裁を科すことが盛り込まれている。

米国は、香港が中国に返還されることが決まった後、1992年に香港政策法を成立させ（1997年7月1日発効）、香港の地位を国内法で位置づけ、国際社会での準国家とも言える特殊な地位を認めているが、今般の香港人権・民主主義法はこれを基礎に、中国が「一国二制度」を履行しているかどうかを検証するために制定された。これは自由と民主主義を求めて戦う香港の民主派やデモ隊に支援の手を差し伸べる格好にもなっている。中国はこうした動きに対して内政干渉と強く反発し、報復措置に言及している。

香港には1300以上の米国企業がビジネス拠点を置き、約8.5万人が生活している³³。香港の経済は米国企業の活動で支えられている面もある。中国はその香港から多大な恩恵を被っているとも言える。

今回の措置で、中国は今後、米国の出方をうかがわざるをえなくなり、香港住民と中国政府を後ろ盾にしていると見られる香港治安当局との対立が長期化するなか、デモへの暴力的弾圧の抑止効果を生む可能性が考えられる。

なお、今後の香港情勢を見ていくに当たっては、デモの動向、香港政府の対応、中国政府の対応、米国の動向に加えて、台湾情勢、中長期的には中国本土の金融改革と資本取引自由化についてもフォローしていくことが必要である。中国本土の金融改革が加速されれば、中国本土にとって香港の重要性が下がり、中国の香港政策において裁量余地が広がる可能性があると考えられるためである。

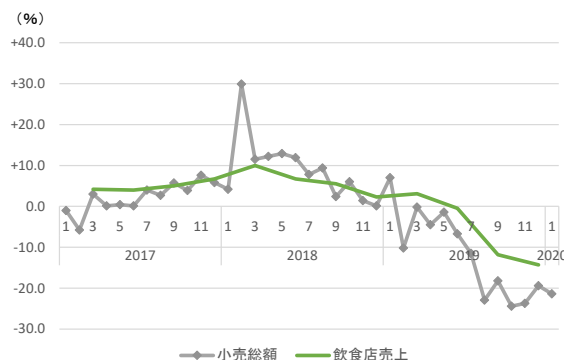
(3) デモの長期化と過激化による香港経済への影響

³³ <https://www.state.gov/u-s-relations-with-hong-kong/>

小売総額は2019年12月の前年比伸び率は▲19%となり、飲食店売上も10-12月期に▲14%となった(図表7)。季節調整済み実質GDP成長率は、2019年4-6月期に前期比▲0.48%、7-9月期は同▲3%、10-12月期は同▲0.3%で、7-9月期にリセッション入りした。需要項目別では政府支出以外、全ての項目で落ち込んだ(図表8)。サービス貿易の輸出のうち旅行は2019年通年で前年比▲21.3%と大きく落ち込み、名目GDP寄与度は▲2.2%となった。

これらは米中貿易摩擦、中国の景気減速の影響に加え、2019年に入り週末のデモが断続して起こり、8月半ば以降にはデモ隊と警察当局との衝突が始まり、1週間近い空港の占拠されたことで治安悪化が世界に広く知られるようになったこと、それによりビジネスマンや観光客の香港訪問が控えられたことなどが影響したとみられる。

(図表7) 小売総額、飲食店売上の前年比増減



(出所) 香港政府統計處

(図表8) 香港のGDP成長率と需要項目別動向

		実質GDP 前年比(%)	季節調整済 実質GDP 前期比(%)	需要項目別					
				個人消費 (%)	政府支出 (%)	固定資本 形成(%)	貨物輸出 (%)	貨物輸入 (%)	サービス 輸出(%)
2017	Q1	4.5	0.6	3.7	2.3	6.2	10.0	10.5	2.9
	Q2	3.9	0.9	5.7	2.7	6.9	5.7	6.3	1.6
	Q3	3.5	0.8	6.2	3.6	▲2.9	6.5	6.8	2.9
	Q4	3.4	1.1	6.3	2.8	2.8	4.3	6.0	3.5
	通年	3.8		5.5	2.8	3.1	6.5	7.3	2.8
2018	Q1	4.5	1.5	8.7	4.2	4.8	4.9	6.6	7.5
	Q2	3.4	▲0.1	5.8	4.5	1.4	4.5	6.1	5.4
	Q3	2.6	0.1	4.5	3.4	8.1	5.0	7.5	2.6
	Q4	1.1	▲0.3	2.5	5.1	▲6.2	▲0.2	▲0.8	3.2
	通年	2.9		5.3	4.3	1.7	3.5	4.7	4.6
2019	Q1	0.7	0.9	0.6	4.5	▲5.4	▲3.7	▲4.2	▲0.4
	Q2	0.4	▲0.4	1.2	3.9	▲11.4	▲5.3	▲6.7	▲1.3
	Q3	▲2.8	▲3.0	▲3.3	5.9	▲15.2	▲6.9	▲11.0	▲14.4
	Q4	▲2.9	▲0.3	▲2.9	6.0	▲16.7	▲2.7	▲7.3	▲24.7
	通年	▲1.2		▲1.1	5.1	▲12.3	▲4.7	▲7.4	▲10.4

(注) 2018年と19年は20年2月現在の速報値

(出所) 香港政府統計處

(4) 待たれるデモへの適切な対応

デモの長期化と過激化は、香港経済に悪影響を及ぼしている。香港政府の沈静化策は

成功しておらず、政府への信頼度が低下している。デモは、世代・利害関係・価値観に応じ、社会の分断を深める可能性がある。そうした状況は外国人を含むビジネスマンにとっても香港の住み心地を悪化させ、治安悪化とともに都市のイメージ低下にもつながる。

中国側が「中国化」の勢いを緩め、民意をくみ上げ対話を重視し「高度な自治」の実現の方向に舵を切れば、状況は好転する可能性がある。しかし、強硬姿勢が目立つ習近平政権がそうした判断をする見通しは立たず、したがって香港の混乱収拾は難しいように思える。

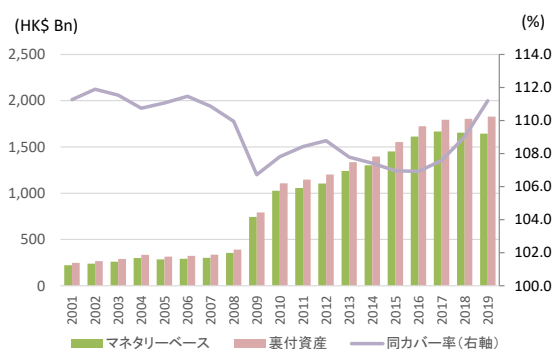
そして香港住民の希望や意見が反映されない政治では、香港の活力は失われていくことになり、結果として中国政府が望む「経済機能としての香港」を失ってしまうことになりかねないだろう。

4. 香港ドルの安定性は維持できるか

デモ発生後も、香港の外貨準備高や香港ドル相場は落ち着いている。これは貿易や金融ビジネスが、週末のデモによって大きな影響を受けていないことを示す。デモ以降、シンガポールに資産を移す動きがあるとも聞かれたが、その規模は通常の資金移動の範囲にとどまったとみられる。

香港ドルの米ドルペッグは1983年10月に始まり、香港ドル相場は、1米ドル＝7.8香港ドルに固定され、その後、2005年5月に7.75～7.85香港ドルの間で小幅に変動が行われる制度に変更された。香港が採用する通貨制度は正式にはカレンシーボード制と呼ばれ、自国通貨の国内供給量に見合う特定の外貨を中央銀行が保有する。香港ドルについては100%米ドルによって裏付けられる形となっている。香港ドルのマネタリーベースの裏付け資産カバー率は、106～112%の間で維持されている（図表9）。

（図表9）マネタリーベース裏付け資産カバー率

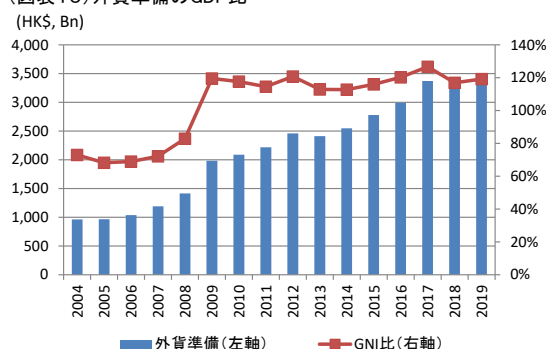


（出所）香港金融管理局

香港通貨管理局（HKMA）が運用管理する外国為替基金（Exchange Fund）の2019年

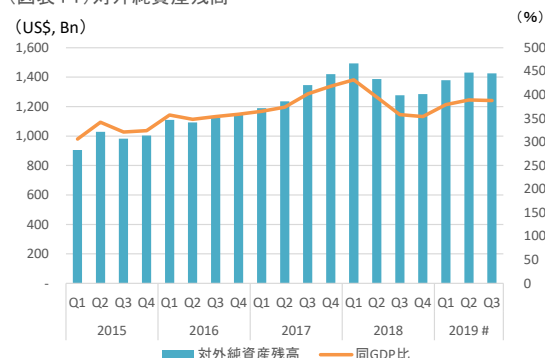
末残高は 5455 億米ドル（4.26 兆香港ドル）に及び、そのうち外貨準備と認められるのは 4413 億米ドル（3.45 兆香港ドル）で、GDP 比で約 120%となっている（図表 10）。香港の対外純資産残高は、2019 年 9 月末で 1.4 兆米ドル（11 兆香港ドル）に達しており、GDP 比で 390%に達する（図表 11）。香港のカレンシーボード制はこのような手厚い保有資産によって安定性を保っている。デモ発生後も、マクロ経済の基盤は揺らいでいないし、兆候もみられていない。

（図表 10）外貨準備の GDP 比



（出所）香港金融管理局

（図表 11）対外純資産残高



（出所）香港政府統計處

香港ドルはローカルカレンシーながら、米ドルとの相場は安定し、自由に交換できる。こうした金融市場が中国本土に隣接するメリットは、中国企業にとって価値がある。仮に欧米企業がシンガポール等に資金を移動させても、中国本土から資金が流入することで埋め合わせが可能とも見られる。

5. おわりに

中国政府は、香港やマカオにおける一国二制度を堅持し、2047 年までこれを継続する考えだ。しかし、民主化や自由に関しては、「中国化」を進め、管理を強化する意向と見られる。行政長官はあくまで中国政府の意を汲む「愛国」的な人物でなければならず、2003 年に頓挫した「国家安全条例」に匹敵する社会管理の手法を香港で実施することを目指している。このことは、「高度な自治」の実現を期待する人々を失望させている。

この問題の答えは簡単には得られそうにない。民主派は行政長官の辞任と直接選挙の実施を含む「5 つの要求」を掲げて運動を継続すると見られる。香港政府は中国政府の意向を汲みつつ、警察力を強化し、同運動の封じ込めに動く可能性が考えられる。

香港は当面は、「一国二制度」下で、中国企業の為の対外進出のゲートウェイとしての役割を果たしていくと考えられるが、外資企業は司法の独立性が失われたと判断され

る事態に至れば、投資リスクを再評価し、香港に拠点を持つ意義を再考することになると見られる。

国際金融センターとしての役割は、中国本土での為替規制が今後約 10 年間のタイムスパンで撤廃が進み³⁴、金融開放が実態的に進むことで、香港は中長期的にその相対的な優位性を徐々に失っていくことになると考えられる。

そうなった時に中国政府は「一国二制度」の維持コストに注目することになると見られる。2047 年以降、どのような統治方法を香港およびマカオに適用すべきかの検討が 2030 年代に具体的に始まる可能性がある。「一国二制度」を如何に維持するかだけでなく如何に終わらせるかをテーマに議論が行われる可能性もある。中国共産党の描く長期の発展戦略に照らせば³⁵、その中間点となる 2035 年の前に議論が始まってもおかしくないだろう。

以 上

<主要参考資料>

倉田徹、倉田明子（編）「香港危機の深層 『逃亡犯条例』改正問題と『一国二制度』のゆくえ」（東京外国語大学出版会、2019 年）

倉田徹、張彧啓（チョウ イクマン）「香港 中国と向き合う自由都市」（岩波書店、2015 年）

遊川和郎「香港」（日本経済新聞出版社、2017 年）

周保松、倉田徹、石井知章「香港雨傘運動と市民的不服従 『一国二制度』のゆくえ」（社会評論社、2020 年）

山田賢一「香港の『報道の自由』に高まる危機感」（同上、2017 年 12 月号）

https://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/pdf/20171201_7.pdf

ビクトリア・ティンボー・ホイ（ノートルダム大学准教授、政治学）「北京の香港ジレンマ——中国が軍を送り込まぬ理由」（フォーリンアフェアーズリポート、

2019 年 9 月号）https://www.foreignaffairsj.co.jp/theme/201909_hui/

<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2019-08-05/will-china-crush-protests-hong-kong>（英語原文）

オービル・シエル、アジアソサエティ・米中関係センター・ディレクター「香港

³⁴ 第 14 次と第 15 次の 2 つの 5 カ年計画（2021－2025、2026－2030）で青写真が明確化されると推察。

³⁵ 注 1 参照。

と天安門の影——繰り返されるエスカレーションの連鎖」(同上)

https://www.foreignaffairsj.co.jp/articles/201910_schell/

Scott Harold, “U.S. Policy Options for Hong Kong”, Council on Foreign Relations, November 27, 2019, <https://www.cfr.org/blog/us-policy-options-hong-kong>

Kurt Tong “Do No Harm in Hong Kong”, Foreign Affairs, December 6, 2019
<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2019-12-06/do-no-harm-hong-kong>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-2 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>